

# 神奈川県社会福祉協議会 保育士修学資金等貸付事業 就職準備金貸付事業実施要綱

## 第1 目 的

保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の就職を支援するため、就職にかかる準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

## 第2 貸付事業の実施主体

就職準備金貸付事業は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

## 第3 貸付対象者

以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として、週20時間以上の勤務を要すること。

- 1 保育士登録後1年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業もしくは保育士試験合格から1年以上経過した者
- 2 以下に掲げる施設又は事業を離職後1年以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者
  - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下同じ。）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
  - (2) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
  - (3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
  - (4) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
  - (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
  - (6) その他、上記に準ずる施設または事業所
- 3 かながわ保育士・保育所支援センターに求職登録後、神奈川県内（政令市含む。以下、同様。）に所在する上の2の（1）から（6）の保育所等（以下、「保育所等」という。）に新たに勤務することが決定（内定含む）している者
- 4 新たに勤務する就業先において2年以上継続して勤務できる者

## 第4 貸付額等

- 1 20万円以内とする。なお、貸付に当たっては同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。
- 2 使途は就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとし、就職準備金利用計画により使途を確認し貸付するものとする。
  - (1) 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
  - (2) 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
  - (3) 保育所等で使用する被服費
  - (4) 保育所等で勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用
  - (5) 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費

- (6) 子どもの預け先を探すにあたって必要な経費
- (7) 初回給与までの通勤等の経費
- (8) 緊急連絡や各種情報収集するためのパソコンや携帯電話などを購入する経費
- (9) その他、再就職に必要と認められる経費

## 第5 貸付の申込み

申込者は、保育士就職準備金貸付申請書（様式1）に次の書類を添えて、県社協の窓口に来所し、申請手続きを行うものとする。

- 1 就職予定の保育所等の採用（内定）通知
- 2 3か月以内の住民票の写し
- 3 保育士の仕事を離職して1年以上であることを証明する書類（年金加入記録など）
- 4 個人情報の取扱いについての同意書（様式12）
- 5 保育士証の写し

## 第6 貸付の決定

- 1 県社協会長は、資金の貸付申請があったときは、この審査を行い、貸付けの可否を決定し、結果を申込者に通知するものとする。
- 2 上の1により貸付決定の通知を受けた申請者（以下、「借受者」という。）は、収入印紙を貼付した保育士修学資金等貸付事業借用証書（保育士就職準備金）（様式3）を、印鑑登録証明書及び振込口座依頼書（様式4）とあわせて県社協会長に提出するものとする。

## 第7 貸付の方法等

- 1 就職準備金の交付は借受者が指定した銀行口座への振り込みにより行う。
- 2 県社協会長は、当該貸付決定に係る就職準備金を一括交付するものとする。
- 3 借受者の状況変化等により貸付を辞退する場合は、貸付金の交付前に県社協会長に辞退届（様式5）を提出するものとし、就職準備金交付後の辞退はできないものとする。
- 4 利子は無利子とする。

## 第8 保証人について

- 1 貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 2 保証人は就職準備金の借受者と連帯して債務を負担するものとする（以下、「連帯保証人」という。）。
- 3 連帯保証人は、貸付決定後、保育士修学資金等貸付事業借用証書（保育士就職準備金）（様式3）の提出時に印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行のもの）を県社協会長に提出するものとする。
- 4 貸付を受けた後、連帯保証人を追加・変更しようとするときは、借受者は県社協会長に連帯保証人変更・追加申請書（様式13）にて変更申請を行い、承認を受けなければならない。

## 第9 貸付契約の解除

- 1 県社協会長は、借受者が就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 県社協会長は、借受者が貸付契約の解除を申し出た場合は、その契約を解除するものとする。

#### 第10 債務の履行

就職準備金の交付後、就労開始日又は申請日より6月を経過する日のいずれか早い日までは、就職準備期間とし、返還債務の履行の据え置き期間とする。

#### 第11 債務の返還の当然免除

- 1 県社協会長は、借受者が次の(1)または(2)に該当する場合、返還の債務を免除する。
  - (1) 借受者が神奈川県内の保育所等において保育士の業務に従事し、かつ、引き続きこれらの業務に2年以上(在職期間が720日以上、かつ、業務に従事した期間が360日以上)業務に従事した場合。

返還の債務の全部

- (2) 借受者が所定の業務に従事している期間内に、業務上の事由で死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

返還の債務の全部または一部

- 2 1の(1)による免除を受ける場合は、次に定めるところにより返還免除の申請を行うものとする。
  - (1) 借受者は、保育士就職準備金返還免除申請書(様式7)に業務従事期間証明書(様式2)を添付し、申請するものとする。
  - (2) 法人における人事異動等により、借受者の意思によらず神奈川県外において業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入できるものとする。
  - (3) 災害、疾病、負傷、出産、介護、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できない期間については、本要綱第13に定める手続きにより返還猶予の申請ができるものとし、これが承認された場合、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、業務従事期間には算入しないものとする。
- 3 1の(2)による免除を受ける場合は、当該事由が発生してから2月以内に保育士就職準備金返還免除申請書(様式7)に、死亡の場合は死亡届(様式10)および死亡診断書、心身の故障の場合は診断書(様式14)等の書類を添えて、返還免除の申請を行うものとする。

#### 第12 債務の返還の裁量免除

- 1 県社協会長は、借受者が次の(1)から(3)のいずれかに該当するに至ったときは、既に返還を受けた金額を除き、債務を免除できるものとする。
  - (1) 借受者が保育所等における保育士の業務に引き続き1年以上2年未満(在職期間が通算360日以上720日未満であり、かつ、業務に従事した期間が180日以上360日未満)従事した場合。

返還の債務の額(既に返還で受けた金額を除く。以下同じ。)の一部

ただし、定められた期間、業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者等については適用しない。

- (2) 借受者ならびに連帯保証人が死亡、又は障害により貸付けを受けた就職準備金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額の全部又は一部

ただし、借受者、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に裁量免除を適用することとする。

- (3) 借受者ならびに連帯保証人が長期間所在不明となっており、就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

ただし、当該免除を行う場合は、神奈川県、横浜市、川崎市又は相模原市の承認を得ることとする。

- 2 借受者等が上の1の(1)または(2)による裁量免除を申し出る場合は、それぞれ次により手続きを行うものとする。

- (1) 上の1の(1)により裁量免除を申し出る場合は、保育士就職準備金返還免除申請書(様式7)に業務従事期間証明書(様式2)を添付し、申請するものとする。

- (2) 上の1の(2)により裁量免除を申し出る場合は、当該事由が発生してから2月以内に、保育士就職準備金返還免除申請書(様式7)および死亡の場合は死亡届(様式10)及び死亡診断書又は戸籍の除票等、心身の故障の場合は診断書(様式14)等と、借受者、相続人及び連帯保証人が返済困難であることを証明する書類等を添えて提出する。

### 第13 返還債務の履行猶予について

- 1 借受者は次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない就職準備金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 神奈川県内の保育所等において、保育士の業務に従事しているとき。  
(2) 災害、疾病、負傷、出産、介護、その他やむを得ない事由があるとき。

ただし、上記の事由により猶予を認める場合は、復職または再就業する意思がある場合に限ることとし、復職又は再就業までの期間が予測できない場合は、猶予を認めないものとする。

- 2 猶予の申請について

- (1) 上の1の(1)により返還債務の履行猶予を受けようとする者は、申請時の採用決定(内定)事業所に就業(業務に従事)した日から1月以内に、保育士就職準備金返還猶予申請書(様式6)に業務従事届(様式15)を添えて県社協会長に提出しなければならない。

- (2) 上の1の(2)により返還債務の履行猶予を受けようとする者は、猶予が必要となる事由ならびに猶予期間の根拠のわかる次に掲げる書類を、保育士就職準備金返還猶予申請書(様式6)に添えて提出しなければならない。

ア 災害については罹災証明書

イ 疾病、負傷については医師による診断書(様式14)

- ウ 出産・育児については母子手帳の写し等
- エ 介護については介護保険証の写し等
- オ その他、やむを得ない事由がわかる書類

#### 第14 返還

- 1 借受者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、原則として当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から返還を開始し、県社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、貸付を受けた就職準備金を返還しなければならない。
  - (1) 貸付契約が解除されたとき。
  - (2) 借受者が神奈川県内の保育所等において保育士の業務に従事しなかったとき。
  - (3) 借受者が神奈川県内の保育所等において保育士の業務に従事する意思がなくなったとき。
  - (4) 借受者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 返還方法は、原則として月賦による均等払方式によるものとし、返還期間は10月を上限とする。ただし、いつでも繰上返還することができる。
- 3 借受者は、あらかじめ貸付申請時に、保育士就職準備金貸付申請書（様式1）において返還回数及び返還期間を申告するものとし、これにより申し出た返還期間が10月に満たない場合は、借受者が申し出た返還期間の最終月末日を返還期限とする。
- 4 返還を履行する場合は、原則として、県社協会長が指定する口座に振り込むこととする。

#### 第15 延滞利子

借受者が正当な理由なく、就職準備金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

但し、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等、これを徴収するに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

#### 第16 借受者等の責務

##### 1 各種届け出の提出

借受者は次の場合に必要書類の提出をもって県社協会長に届け出なければならない。

- (1) 返還猶予期間中の業務従事先、従事業務等の変更及び従事先を休職・退職したときは、業務従事先等に係る変更届（様式8）により届け出るものとする。
- (2) 借受者・連帯保証人の住所・氏名等の変更があったときは、住所・氏名等変更届（様式9）により届け出るものとする。
- (3) 連帯保証人・借受者が死亡したときは、死亡届（様式10）により届け出るものとする。

## 2 県社協会長への報告

返還猶予期間中等の借受者に対する状況確認は毎年実施するものとし、借受者がこの調査を受けた場合は、速やかに神奈川県社協会長に状況報告をおこなうものとする（様式11）。

### 第17 保存すべき書類

神奈川県社協会長は、資金の取扱いに当たっては、事務分掌を明確に定め、次に掲げる書類を備え付け、常に責任の所在及び貸付業務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

#### 1 備え付け又は保存すべき書類

- (1) 保育士就職準備金貸付申請書
- (2) 保育士就職準備金返還猶予申請書
- (3) 保育士就職準備金返還免除申請書
- (4) 各種変更届・申請書
- (5) 貸付決定（不承認）通知書(写)
- (6) 保育士修学資金等貸付事業借用証書（保育士就職準備金）
- (7) 貸付台帳（各種システム帳票を含む）
- (8) 貸付金返還猶予承認（不承認）通知書(写)
- (9) 貸付金返還免除承認（不承認）通知書(写)
- (10) 収支予算書、収支補正予算書、決算報告書
- (11) 事業計画書、事業報告書
- (12) 経理状況報告書
- (13) 貸付金返還金受払簿(写)
- (14) 返還免除状況表

### 第18 会計経理

- 1 本事業の実施に当たっては、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。）に基づき、サービス区分において明確に区分を設け経理する。
- 2 この事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度に発生した返還金は、前項に規定する当該事業の会計区分に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合、その時点において県社協が保有する資金の残額及びその年度以降毎年度その年度において返還された就職準備金に相当する金額を毎年度、神奈川県、横浜市、川崎市又は相模原市に返還するものとする。

### 第19 資金の管理等

- 1 県社協会長は、資金を貸付事業の目的以外に使用してはならない。
- 2 未貸付金は銀行への預金若しくは貯金等、元本が確実に保証される方法により保管する（円

滑な貸付に支障が生じない範囲の額に限る。) ものとする。

## 第20 その他

この要綱に定めるほか、事業の実施に必要な事項については県社協会長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成29年1月20日より施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年3月1日より施行する。